

消防法令改正に伴い



すべての飲食店に消火器の 設置が義務付けられます

今まで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ面積150㎡未満の飲食店にも2019年10月1日から消火器の設置が義務付けられます。

※消防用設備の不具合は人命にも関わる為、罰則が定められています

- ・消防用設備等設置命令違反～1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・消防用設備等点検報告義務違反～30万円以下の罰金又は拘留

新たに消火器が必要となる飲食店

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

1 建物の延べ面積が150㎡未満

※建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。

2 業として飲食物を提供するため、

コンロなどの火を使用する設備又は器具を設けている

※IHコンロ、調理油過熱防止装置、圧力感知安全装置等が講じられている場合は、消火器の設置が免除できます。

消防用設備等の点検・結果報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回消防本部に報告することが義務となります。

- ・機器点検:6か月に1回
- ・点検報告:1年に1回